【表紙】

【発行登録追補書類番号】27-投法24-2【提出書類】発行登録追補書類【提出先】関東財務局長【提出日】平成29年5月23日【発行者名】MCUBS MidCity投資

 【発行者名】
 MCUBS MidCity投資法人

 【代表者の役職氏名】
 執行役員
 松尾
 桂

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

【事務連絡者氏名】 MCUBS MidCity株式会社

ファンド企画部長 川畑 行広

【電話番号】 03-5293-4150 (代表) 【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係 MCUBS MidCity投資法人

る投資法人の名称】

【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形 投資法人債券 (短期投資法人債を除く。)

熊】

【今回の募集金額】 第3回無担保投資法人債(5年債) 10億円

第4回無担保投資法人債(10年債) 20億円

計 30億円

【発行登録書の内容】

(1)【提出日】平成27年12月25日(2)【効力発生日】平成28年1月7日(3)【有効期限】平成30年1月6日(4)【発行登録番号】27-投法24

(5) 【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 100,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
27-投法24-1	平成28年5月17日	3,000百万円	_	_
実績合計額(円)		3,000百万円	減額総額(円)	<i>4</i> > 1
		(3,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額(下段括弧書きは発行価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額) 97,000百万円

(97,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額(下段括弧 書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) -円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)】

該当事項はありません。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)】

- 1【新規発行投資法人債券(5年債)】
 - (1) 【銘柄】

MCUBS MidCity投資法人第3回無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付) (以下「1 新規発行投資法人債券(5年債)」において「本投資法人債」という。)

- (2) 【投資法人債券の形態等】
- ① 社債等振替法の適用

本投資法人債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。)第115条で準用する同法第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、社債等振替法第115条で準用する同法第67条第1項の定めに従い投資法人債券は発行できません。

但し、社債等振替法第115条で準用する同法第67条第2項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者はMCUBS MidCity投資法人(以下「本投資法人」という。)に投資法人債券を発行することを請求できます。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とします。かかる請求により発行する投資法人債券の形式は無記名式利札付に限り、本投資法人債の投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わないものとします。

② 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本投資法人債について、本投資法人は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からAの信用格付を平成29年5月23日付で取得しています。

R&Iの信用格付は、格付対象の発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあり、また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。

本投資法人債の申込期間中に本投資法人債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(http://www.r-i.co.jp/jpn/)の「ストラクチャードファイナンス」の「ストラクチャードファイナンス最新情報 ニュースリリース(2012年1月10日以降)」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「ストラクチャードファイナンスニュース一覧」に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I:電話番号 03-6273-7471

(3)【券面総額】

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しません。 なお、振替投資法人債の総額は、金10億円です。

(4) 【各投資法人債の金額】

1億円

(5) 【発行価額の総額】

金10億円

(6)【発行価格】

各投資法人債の金額100円につき金100円

(7) 【利率】

年0.260パーセント

(8) 【利払日及び利息支払の方法】

- ① 本投資法人債の利息は、払込期日の翌日(この日を含む。)から本投資法人債を償還すべき日(以下「1 新規発行投資法人債券(5年債)」において「償還期日」という。)(この日を含む。)までこれをつけ、平成29年11月29日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月29日及び11月29日の2回に各その日までの前半か年分を支払います。但し、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算します。
- ② 利息を支払うべき日(以下「1 新規発行投資法人債券(5年債)」において「利息支払期日」という。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。
- ③ 償還期日後は本投資法人債には利息をつけません。但し、本投資法人により、償還期日に下記「1 新規発行投資法人債券(5年債) (21) その他 ① 財務代理人」に定める財務代理人に対して本投資法人債の元利金支払資金の預託(以下「1 新規発行投資法人債券(5年債)」において「資金預託」という。)がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記「1 新規発行投資法人債券(5年債) (7) 利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。
- ④ 本投資法人により、利息支払期日に資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、当該利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記「1 新規発行投資法人債券(5年債) (7) 利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

(9) 【償還期限及び償還の方法】

- ① 本投資法人債の元金は、平成34年5月27日にその総額を償還します。
- ② 本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とします。
- ③ 本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、下記「1 新規発行投資法人債券(5年債) (18) 振替機関に関する事項」に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。
- ④ 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。

(10) 【募集の方法】

一般募集

(11)【申込証拠金】

各投資法人債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当します。 申込証拠金には利息をつけません。

(12) 【申込期間】

平成29年5月23日

(13)【申込取扱場所】

下記「1 新規発行投資法人債券(5年債) (16) 引受け等の概要」に定める引受人の本店及び国内各支店

(14) 【払込期日】

平成29年5月29日

(15) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

(16) 【引受け等の概要】

本投資法人債の引受け等の概要は以下のとおりです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町	400	1 引受人は、本投資法人債の	
	一丁目5番1号		全額につき共同して買取引	
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内	400	受を行います。	
	三丁目3番1号		2 本投資法人債の引受手数料	
三菱UFJモルガン・スタンレ	東京都千代田区丸の内	200	は各投資法人債の金額100	
一証券株式会社	二丁目5番2号		円につき金40銭とします。	
∄ †	_	1,000	-	

(17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

該当事項はありません。

(18) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 平成27年12月3日 登録番号 関東財務局長第109号

(20) 【手取金の使途】

本投資法人債の払込金額1,000百万円及び下記「2 新規発行投資法人債券(10年債)」記載のMCUBS MidCity 投資法人第4回無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)の払込金額2,000百万円の合計額から 発行諸費用の概算額33百万円を控除した差引手取概算額2,967百万円は、全額を既存借入金の返済資金の一部と して、平成29年5月末日までに充当する予定です。

(21) 【その他】

- ① 財務代理人
 - (イ) 本投資法人は、別に定める財務及び発行・支払代理契約証書にもとづき、株式会社みずほ銀行(以下「1 新規発行投資法人債券(5年債)」において「財務代理人」という。)に本投資法人債の財務代理事務を委託します。
 - (ロ) 財務代理人は、本投資法人債に関して、本投資法人債の投資法人債権者に対していかなる義務又は責任も 負わず、また本投資法人債の投資法人債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していません。
 - (ハ) 本投資法人が財務代理人を変更する場合には、本投資法人は下記「1 新規発行投資法人債券 (5年債) (21) その他 ⑥ 公告の方法」に定める方法によりその旨を公告します。
 - (二) 本投資法人債の投資法人債権者が財務代理人に対し請求等を行う場合には、社債等振替法第115条で準用する同法第86条第3項本文に定める書面を提示した上で、財務代理人の本店に対してこれを行うものとします。
- ② 投資法人債管理者の不設置

本投資法人債は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。)第139条の8但書の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理者は設置されていません。

③ 担保及び保証の有無

本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。

- ④ 財務上の特約
 - (イ) 担保提供制限

本投資法人は、本投資法人債発行後、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保投資法人債(但し、本投資法人債と同時に発行する第4回無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)を含み、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保投資法人債を除く。)のために本投資法人の資産に担保権を設定する場合は、本投資法人債のために担保付社債信託法(明治38年法律第52号、その後の改正を含む。以下「担保付社債信託法」という。)にもとづき当該資産に同順位の担保権を設定しなければならないものとします。なお上記但書における担付切換条項とは、利益維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

- (ロ) 上記(イ)により本投資法人債のために担保権を設定する場合は、本投資法人は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとします。
- ⑤ 期限の利益喪失に関する特約
 - (イ) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債の投資法人債権者からの、 社債等振替法第115条で準用する同法第86条第3項本文に定める書面を添付した書面による請求を財務代 理人が受けた日から7日を経過した日に、請求を受けた各本投資法人債について期限の利益を喪失しま す。但し、財務代理人が当該請求を受けた日から7日以内に当該事由が補正又は治癒された場合は、その 限りではありません。
 - a. 本投資法人が上記「1 新規発行投資法人債券(5年債) (9) 償還期限及び償還の方法」の規定に 違背し、7日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
 - b. 本投資法人が上記「1 新規発行投資法人債券 (5年債) (8) 利払日及び利息支払の方法」の規定 に違背し、14日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
 - c. 本投資法人が上記「1 新規発行投資法人債券 (5年債) (21) その他 ④ 財務上の特約 (イ)担保提供制限」の規定に違背したとき。
 - d. 本投資法人が本投資法人債以外の投資法人債又は投資法人債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(外貨建ての場合はその邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではありません。

- e. 本投資法人以外の者の発行する社債又は社債を除く借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該保証債務の合計額(外貨建ての場合はその邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではありません。
- (ロ) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債の投資法人債権者からの請求の有無にかかわらず、本投資法人債総額についてただちに期限の利益を喪失します。
 - a. 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始若しくはその他適用ある倒産手続開始の申立をし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
 - b. 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始若しくはその他適用ある倒産手続開始の決定、又は特別 清算開始の命令を受けたとき。
 - c. 本投資法人が、投資法人としての登録を取り消されたとき。但し、合併による場合で、合併後の投資法 人が本投資法人債に係る債務全額を承継する場合はこの限りではありません。
 - d. 本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第215条第2項にもとづく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒を図ることができなかったとき。
- (ハ) 上記(イ)又は(ロ)の規定により期限の利益を喪失した本投資法人債は、ただちに支払われるものとし、償還期日又は直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨の公告をした日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記「1 新規発行投資法人債券(5年債)(7) 利率」所定の利率による利息を付するものとします。

⑥ 公告の方法

- (イ) 本投資法人債に関して本投資法人債の投資法人債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがある ものを除き本投資法人の投資法人規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞 紙(但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載します。
- (ロ) 本投資法人が投資法人規約の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるときを除いて、電子公告の方法によりこれを行うものとします。但し、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、本投資法人の投資法人規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙(但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載します。

⑦ 投資法人債権者集会

- (イ) 本投資法人債の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の3週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨、投資法人債権者集会の日時及び場所並びに投資法人債権者集会の目的である事項その他法令にもとづき投資法人債権者に通知すべき事項を公告します。
- (ロ) 本投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行います。
- (ハ) 本投資法人債の総額(償還済みの額を除き、本投資法人が有する本投資法人債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本投資法人債を有する投資法人債権者は、本投資法人債に関する社債等振替法第115条で準用する同法第86条第3項に定める書面(上記「1 新規発行投資法人債券(5年債) (2) 投資法人債券の形態等 ① 社債等振替法の適用」の但書にもとづき本投資法人債の投資法人債券が発行された場合は当該投資法人債券)を本投資法人に提示したうえ、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人に提出して投資法人債権者集会の招集を請求することができます。
- (二) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類(投信法第139条の7で準用する会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含む。以下「会社法」という。)第681条第1号に定める種類をいう。以下同じ。)の投資法人債の投資法人債権者集会は、一つの集会として開催されます。上記(イ)乃至(ハ)の規定は、本(二)の投資法人債権者集会について準用します。

8 時効

本投資法人債の消滅時効は、投信法第139条の7で準用する会社法第701条の規定により、元金については10年、利息については5年とします。

⑨ 追加発行

本投資法人は、随時、本投資法人債の投資法人債権者(上記「1 新規発行投資法人債券(5年債) (2) 投資法人債券の形態等 ① 社債等振替法の適用」の但書にもとづき本投資法人債の投資法人債券が発行された場合は利札の所持人を含む。)の同意なしに、本投資法人債と初回利息支払期日及び払込金額を除く全ての事項(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。以下「投信法施行規則」という。)第180条所定の各事項を含む。)において本投資法人債と同じ内容の要項を有し、本投資法人債と併合されることとなる同一の種類の投資法人債を追加発行することができます。

⑩ 投資法人債要項の公示

本投資法人は、その本店に本投資法人債の投資法人債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

① 発行代理人及び支払代理人

上記「1 新規発行投資法人債券(5年債) (18) 振替機関に関する事項」に定める振替機関の振替業にかかる業務規程(以下「1 新規発行投資法人債券(5年債)」において「振替機関の業務規程」という。)にもとづく本投資法人債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人が発行代理人及び支払代理人としてこれを取り扱います。

- ② 一般事務受託者
 - (イ) 本投資法人債に関する一般事務受託者
 - a. 本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務(投信法第117条第1号関係) みずほ証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
 - b. 上記「① 財務代理人」に定める財務代理人に委託する発行及び期中事務(本投資法人債にかかる発行 代理人業務及び支払代理人業務を含む。)(投信法第117条第3号及び第6号関係) 株式会社みずほ銀行

なお、投信法施行規則第169条第2項第4号に規定する投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他上記「1 新規発行投資法人債券(5年債) (18) 振替機関に関する事項」に定める振替機関が定める規則等(以下「1 新規発行投資法人債券(5年債)」において「業務規程等」という。)の規定に従って支払代理人及び口座管理機関を経由して処理されます。

c. 本投資法人債の投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務(投信法第117 条第2号関係)

株式会社みずほ銀行

- (ロ) 本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者(投信法第117条第2号乃至第6号関係)
 - 三井住友信託銀行株式会社
 - 三菱UF J 信託銀行株式会社
- ① 資産運用会社

MCUBS MidCity株式会社

④ 資産保管会社

三井住友信託銀行株式会社

⑤ 元利金の支払

本投資法人債の投資法人債権者に対する元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われ、本投資法人は、支払代理人を経由しての業務規程等に定義された機構加入者に対する元利金の交付をもって、本投資法人債の元利金の支払にかかる債務を免責されるものとします。

16 申込等

引受人は、募集に際して、上記「1 新規発行投資法人債券 (5年債) (11) 申込証拠金」に定める申込証拠金を申込者より徴収し、これを払込期日に払込金に振替充当します。申込証拠金には利息をつけません。

2【新規発行投資法人債券(10年債)】

(1) 【銘柄】

MCUBS MidCity投資法人第4回無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付) (以下「2 新規発行投資法人債券(10年債)」において「本投資法人債」という。)

- (2) 【投資法人債券の形態等】
- ① 社債等振替法の適用

本投資法人債は、その全部について社債等振替法第115条で準用する同法第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、社債等振替法第115条で準用する同法第67条第1項の定めに従い投資法人債券は発行できません。

但し、社債等振替法第115条で準用する同法第67条第2項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者は本投資法人に投資法人債券を発行することを請求できます。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とします。かかる請求により発行する投資法人債券の形式は無記名式利札付に限り、本投資法人債の投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わないものとします。

② 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付本投資法人債について、本投資法人はR&IからAの信用格付を平成29年5月23日付で取得しています。

R&Iの信用格付は、格付対象の発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあり、また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。

本投資法人債の申込期間中に本投資法人債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(http://www.r-i.co.jp/jpn/)の「ストラクチャードファイナンス」の「ストラクチャードファイナンス最新情報 ニュースリリース(2012年1月10日以降)」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「ストラクチャードファイナンスニュース一覧」に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I:電話番号 03-6273-7471

(3)【券面総額】

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しません。 なお、振替投資法人債の総額は、金20億円です。

(4) 【各投資法人債の金額】

1億円

(5) 【発行価額の総額】

金20億円

(6)【発行価格】

各投資法人債の金額100円につき金100円

(7) 【利率】

年0.670パーセント

(8) 【利払日及び利息支払の方法】

- ① 本投資法人債の利息は、払込期日の翌日(この日を含む。)から本投資法人債を償還すべき日(以下「2 新規発行投資法人債券(10年債)」において「償還期日」という。)(この日を含む。)までこれをつけ、平成29年11月29日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月29日及び11月29日の2回に各その日までの前半か年分を支払います。但し、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算します。
- ② 利息を支払うべき日(以下「2 新規発行投資法人債券(10年債)」において「利息支払期日」という。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。
- ③ 償還期日後は本投資法人債には利息をつけません。但し、本投資法人により、償還期日に下記「2 新規発行投資法人債券(10年債) (21) その他 ① 財務代理人」に定める財務代理人に対して本投資法人債の元利金支払資金の預託(以下「2 新規発行投資法人債券(10年債)」において「資金預託」という。)がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記「2 新規発行投資法人債券(10年債) (7) 利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。
- ④ 本投資法人により、利息支払期日に資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、当該利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記「2 新規発行投資法人債券(10年債) (7) 利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

(9) 【償還期限及び償還の方法】

- ① 本投資法人債の元金は、平成39年5月28日にその総額を償還します。
- ② 本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とします。
- ③ 本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、下記「2 新規発行投資法人債券(10年債) (18) 振替機関に関する事項」に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。
- ④ 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。

(10) 【募集の方法】

一般募集

(11)【申込証拠金】

各投資法人債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当します。 申込証拠金には利息をつけません。

(12) 【申込期間】

平成29年5月23日

(13) 【申込取扱場所】

下記「2 新規発行投資法人債券(10年債) (16) 引受け等の概要」に定める引受人の本店及び国内各支店

(14) 【払込期日】

平成29年5月29日

(15) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

(16) 【引受け等の概要】

本投資法人債の引受け等の概要は以下のとおりです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町	800	1 引受人は、本投資法人債の
	一丁目5番1号		全額につき共同して買取引
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内	800	受を行います。
	三丁目3番1号		2 本投資法人債の引受手数料
三菱UFJモルガン・スタンレ	東京都千代田区丸の内	400	は各投資法人債の金額100
一証券株式会社	二丁目5番2号		円につき金45銭とします。
計	_	2,000	_

(17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

該当事項はありません。

(18) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 平成27年12月3日

登録番号 関東財務局長第109号

(20) 【手取金の使途】

上記「1 新規発行投資法人債券 (5年債) (20) 手取金の使途」記載のとおりです。

(21) 【その他】

① 財務代理人

- (イ) 本投資法人は、別に定める財務及び発行・支払代理契約証書にもとづき、株式会社みずほ銀行(以下「2 新規発行投資法人債券(10年債)」において「財務代理人」という。)に本投資法人債の財務代理事務を委託します。
- (ロ) 財務代理人は、本投資法人債に関して、本投資法人債の投資法人債権者に対していかなる義務又は責任も 負わず、また本投資法人債の投資法人債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していません。
- (ハ) 本投資法人が財務代理人を変更する場合には、本投資法人は下記「2 新規発行投資法人債券 (10年債) (21) その他 ⑥ 公告の方法 に定める方法によりその旨を公告します。
- (二) 本投資法人債の投資法人債権者が財務代理人に対し請求等を行う場合には、社債等振替法第115条で準用する同法第86条第3項本文に定める書面を提示した上で、財務代理人の本店に対してこれを行うものとします。

② 投資法人債管理者の不設置

本投資法人債は、投信法第139条の8但書の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理者は設置されていません。

③ 担保及び保証の有無

本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。

④ 財務上の特約

(イ) 担保提供制限

本投資法人は、本投資法人債発行後、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保投資法人債(但し、本投資法人債と同時に発行する第3回無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)を含み、下記に定める担付切換条項が特約され

ている無担保投資法人債を除く。)のために本投資法人の資産に担保権を設定する場合は、本投資法人債のために担保付社債信託法にもとづき当該資産に同順位の担保権を設定しなければならないものとします。なお上記但書における担付切換条項とは、利益維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

(ロ) 上記(イ)により本投資法人債のために担保権を設定する場合は、本投資法人は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとします。

⑤ 期限の利益喪失に関する特約

- (イ) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債の投資法人債権者からの、 社債等振替法第115条で準用する同法第86条第3項本文に定める書面を添付した書面による請求を財務代 理人が受けた日から7日を経過した日に、請求を受けた各本投資法人債について期限の利益を喪失しま す。但し、財務代理人が当該請求を受けた日から7日以内に当該事由が補正又は治癒された場合は、その 限りではありません。
 - a. 本投資法人が上記「2 新規発行投資法人債券(10年債) (9) 償還期限及び償還の方法」の規定に 違背し、7日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
 - b. 本投資法人が上記「2 新規発行投資法人債券 (10年債) (8) 利払日及び利息支払の方法」の規定 に違背し、14日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
 - c. 本投資法人が上記「2 新規発行投資法人債券(10年債) (21) その他 ④ 財務上の特約 (イ)担保提供制限」の規定に違背したとき。
 - d. 本投資法人が本投資法人債以外の投資法人債又は投資法人債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(外貨建ての場合はその邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではありません。
 - e. 本投資法人以外の者の発行する社債又は社債を除く借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該保証債務の合計額(外貨建ての場合はその邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではありません。
- (ロ) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債の投資法人債権者からの請求の有無にかかわらず、本投資法人債総額についてただちに期限の利益を喪失します。
 - a. 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始若しくはその他適用ある倒産手続開始の申立をし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
 - b. 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始若しくはその他適用ある倒産手続開始の決定、又は特別 清算開始の命令を受けたとき。
 - c. 本投資法人が、投資法人としての登録を取り消されたとき。但し、合併による場合で、合併後の投資法 人が本投資法人債に係る債務全額を承継する場合はこの限りではありません。
 - d. 本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第215条第2項にもとづく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒を図ることができなかったとき。
- (ハ) 上記(イ)又は(ロ)の規定により期限の利益を喪失した本投資法人債は、ただちに支払われるものとし、償還期日又は直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨の公告をした日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記「2 新規発行投資法人債券(10年債)(7)利率」所定の利率による利息を付するものとします。

⑥ 公告の方法

- (イ) 本投資法人債に関して本投資法人債の投資法人債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがある ものを除き本投資法人の投資法人規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞 紙(但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載します。
- (ロ) 本投資法人が投資法人規約の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるときを除いて、電子公告の方法によりこれを行うものとします。但し、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、本投資法人の投資法人規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙(但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載します。

⑦ 投資法人債権者集会

- (イ) 本投資法人債の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の3週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨、投資法人債権者集会の日時及び場所並びに投資法人債権者集会の目的である事項その他法令にもとづき投資法人債権者に通知すべき事項を公告します。
- (ロ) 本投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行います。

- (ハ) 本投資法人債の総額(償還済みの額を除き、本投資法人が有する本投資法人債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本投資法人債を有する投資法人債権者は、本投資法人債に関する社債等振替法第115条で準用する同法第86条第3項に定める書面(上記「2 新規発行投資法人債券(10年債)(2)投資法人債券の形態等① 社債等振替法の適用」の但書にもとづき本投資法人債の投資法人債券が発行された場合は当該投資法人債券)を本投資法人に提示したうえ、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人に提出して投資法人債権者集会の招集を請求することができます。
- (二) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類(投信法第139条の7で準用する会社法第681条第1号に定める種類をいう。以下同じ。)の投資法人債の投資法人債権者集会は、一つの集会として開催されます。上記(イ)乃至(ハ)の規定は、本(二)の投資法人債権者集会について準用します。
- ⑧ 時効

本投資法人債の消滅時効は、投信法第139条の7で準用する会社法第701条の規定により、元金については10年、利息については5年とします。

⑨ 追加発行

本投資法人は、随時、本投資法人債の投資法人債権者(上記「2 新規発行投資法人債券(10年債) (2) 投資法人債券の形態等 ① 社債等振替法の適用」の但書にもとづき本投資法人債の投資法人債券が発行された 場合は利札の所持人を含む。)の同意なしに、本投資法人債と初回利息支払期日及び払込金額を除く全ての事項 (投信法施行規則第180条所定の各事項を含む。)において本投資法人債と同じ内容の要項を有し、本投資法人 債と併合されることとなる同一の種類の投資法人債を追加発行することができます。

⑩ 投資法人債要項の公示

本投資法人は、その本店に本投資法人債の投資法人債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

① 発行代理人及び支払代理人

上記「2 新規発行投資法人債券(10年債) (18) 振替機関に関する事項」に定める振替機関の振替業にかかる業務規程(以下「2 新規発行投資法人債券(10年債)」において「振替機関の業務規程」という。)にもとづく本投資法人債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人が発行代理人及び支払代理人としてこれを取り扱います。

- ② 一般事務受託者
 - (イ) 本投資法人債に関する一般事務受託者
 - a. 本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務(投信法第117条第1号関係) みずほ証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
 - b. 上記「① 財務代理人」に定める財務代理人に委託する発行及び期中事務(本投資法人債にかかる発行 代理人業務及び支払代理人業務を含む。)(投信法第117条第3号及び第6号関係) 株式会社みずほ銀行

なお、投信法施行規則第169条第2項第4号に規定する投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他上記「2 新規発行投資法人債券(10年債) (18) 振替機関に関する事項」に定める振替機関が定める規則等(以下「2 新規発行投資法人債券(10年債)」において「業務規程等」という。)の規定に従って支払代理人及び口座管理機関を経由して処理されます。

c. 本投資法人債の投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務(投信法第117 条第2号関係)

株式会社みずほ銀行

- (ロ) 本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者(投信法第117条第2号乃至第6号関係)
 - 三井住友信託銀行株式会社
 - 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ① 資産運用会社

MCUBS MidCity株式会社

- ⑭ 資産保管会社
 - 三井住友信託銀行株式会社
- (15) 元利金の支払

本投資法人債の投資法人債権者に対する元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われ、本投資法人は、支払代理人を経由しての業務規程等に定義された機構加入者に対する元利金の交付をもって、本投資法人債の元利金の支払にかかる債務を免責されるものとします。

16 申込等

引受人は、募集に際して、上記「2 新規発行投資法人債券 (10年債) (11) 申込証拠金」に定める申込証拠金を申込者より徴収し、これを払込期日に払込金に振替充当します。申込証拠金には利息をつけません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第21期(自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年3月29日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である平成29年3月29日付の有価証券報告書(以下「参照有価証券報告書」といいます。)に関して、本発行登録追補書類提出日(平成29年5月23日)までの間に補完すべき情報は、以下に記載のとおりです。

以下に記載の事項を除き、参照有価証券報告書に記載されている事項については、本発行登録追補書類提出日現在、変更がないと判断しています。また、参照有価証券報告書に記載された「投資リスク」について、参照有価証券報告書提出日以後本発行登録追補書類提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

なお、以下の文中における将来に関する事項及び参照有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、別段の記載のない限り、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

1. 資産の取得

平成29年2月14日付(注)で、以下の資産の取得について売買契約を締結しており、平成29年4月6日付で、取得を 完了しています。

(注) 本投資法人と国内事業会社との間で締結された、前受益者と当該国内事業会社との間で締結された不動産信託受益権準共有持分譲渡契約書 (USCビル (108分の50)) 上の買主の地位を平成29年3月7日付で承継することを内容とした地位譲渡契約の締結日を記載しています。

物件名称	USCビル
所在地	東京都江東区東陽四丁目11番38号
特定資産の種類 不動産信託受益権 (注2)	
用途	オフィスビル
取得価格(注1)	5,000百万円
取得年月日	平成29年4月6日

⁽注1) 「取得価格」は、信託受益権売買契約書に記載された取得資産の売買代金(取得経費、固定資産税、都市計画税及び消費税等を含まない。)を記載しています。

(注2) 本投資法人は、本物件建物及び本物件土地を信託財産とする信託受益権の準共有持分(持分割合:108分の50) を取得しています。

2. 投資主総会の開催

本投資法人は、平成29年4月21日開催の役員会で、平成29年6月2日開催予定の本投資法人第7回投資主総会に、主として下記の追加・変更を内容とする本投資法人の投資法人規約の変更についての議案、本投資法人の執行役員1名(候補者:土屋勝裕)の選任議案、本投資法人の監督役員2名(候補者:喜多村晴雄、伊藤治)の選任議案、本投資法人の執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えた補欠執行役員1名(候補者:渡邉豊太(注))の選任議案及び本投資法人の監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えた補欠監督役員1名(候補者:織米太郎)の選任議案を、それぞれ付議することを決議しています。

(注)上記補欠執行役員候補者は本発行追補書類提出日現在、本投資法人がその資産の運用を委託するMCUBS MidCity株式会社の常務執行役員であり、平成29年6月1日に予定されているMCUBS MidCity株式会社の臨時株主総会にて取締役に選任された後、その後開催される取締役会における決議を経て代表取締役社長に就任する予定です。

記

- (1) 本投資法人の投資法人規約第9条関係及び第17条第2項関係 投信法の改正に関連して、以下のとおり規定の新設及び変更を行う。
 - ①一定の日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、 平成31年3月4日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の3月4日及び同日以後遅滞なく招集される旨の規定、並びに必要があるときは随時招集される旨の規定を第9条に新設する。
 - ②投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2ヶ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに投資主に対して、書面をもって、又は法令の定めるところに従い、電磁的方法により通知を発することを要する旨の規定、及び変更案第9条第2項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25ヶ月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告を要しない旨の規定を第9条に新設する。

- ③投資主総会の決議によって、法令で定める限度において、執行役員及び監督役員の任期を延長し又は短縮することができる旨を定めるべく、これに関連する第17条第2項の変更を行う。
- (2) 本投資法人の投資法人規約第27条第5項関係

租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含む。)の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった規定の削除を行う。

また、本投資法人が海外不動産保有法人(投信法施行規則第221条の2第1項に規定する法人を意味する。以下同じ。)の株式等に投資することができる旨を明確化するため、本投資法人が、投信法施行規則に定める割合を超えて海外不動産保有法人の発行済株式又は出資を取得できる旨の規定を新設する。

(3) 本投資法人の投資法人規約第34条第1項第1号、第2号及び同第4号関係

本投資法人の分配方針に関し、第34条第1項第1号に定める利益の定義について、投信法の内容と平仄を合わせるため、これに関連する同号の変更を行う。

また、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。)及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。)等の改正により、投資法人における会計上の取扱いと税務上の取扱いの差異(税会不一致)を解消するための措置が講じられたことを踏まえ、これに関連する同項第2号の変更を行う。

また、本投資法人が投信法に規定される利益を超えて金銭の分配を行うための要件を明確化するため、これに関連する同項第4号の文言の変更を行う。

- (4) 本投資法人の投資法人規約第36条第1項第1号関係
 - キャッシュフローの平準化のため、本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社に支払う運用報酬 Iの支払時期を見直すため、該当する規定を変更する。
- (5) 本投資法人の投資法人規約第38条第2項第1号関係 投資法人債の発行及び新投資口予約権の無償割当てに関する費用を本投資法人が負担することを明確化する ため、該当する規定を変更する。
- (6) その他

上記変更以外の各変更について、条数の整備のほか、法令の表記及び本投資法人の投資法人規約内の他の規定等との整合性等の観点から必要な字句の修正を行う。

3. 重要な使用人の変更

本投資法人がその資産の運用を委託するMCUBS MidCity株式会社は、平成29年5月15日付で、重要な使用人について以下のとおり変更しました。

役職名	変更後	変更前
不動産投資部長	川嶋 祐(かわしま たすく)	橋本 健司(はしもと けんじ)

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

MCUBS MidCity投資法人 本店

(東京都千代田区丸の内二丁目7番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)